

第13回
年金記録回復委員会

日 時：平成22年 5月 20日（木）
18：00～

場 所：厚生労働省 9F 省議室

「ねんきん特別便」等の未着・未回答の方への対応について

資料1-1

22.5.20

1 現在の状況（22年3月末現在）

（単位：万件）

| | 送付数 | 未着者数 | 未回答者数 |
|---------|--------|-----------|--------------|
| ねんきん特別便 | 10,873 | 240(2.2%) | 2,549(23.4%) |
| 〔名寄せ便〕 | 1,030 | 40(3.9%) | 239(23.2%) |
| 受給者 | 300 | 0.5(0.2%) | 33(11.0%) |
| 加入者 | 730 | 39(5.3%) | 206(28.2%) |
| 〔全員便〕 | 9,843 | 200(2.0%) | 2,310(23.5%) |
| 受給者 | 3,395 | 12(0.4%) | 474(14.0%) |
| 加入者 | 6,448 | 188(2.9%) | 1,836(28.5%) |

（単位：万件）

| | 送付数 | 未着者数 |
|-----------------------------------|-------|-----------|
| ねんきん定期便 | 6,676 | 122(1.8%) |
| 受給者等への 厚生年金加入記録の お知らせ(受給者便) | 913 | 3(0.3%) |

2 今後の対応

（1）未着者への対応

平成23年度から予定されている被保険者及び年金受給者の住所変更届等の省略により、今年度中に住民票コードの収録を行うこととしていることから、これにより収録された住民票コードを基に、23年度中に住基ネットから未送達者の現住所を取得し、ねんきん定期便等の再送付を行う。

（2）未回答者への対応

受給者名寄せ特別便の対象者で、現在実施しているフォローアップ対象以外の者（2次名寄せ対象者及び未統合記録と基礎年金番号の記録に期間重複のある者）について、それぞれのパターン毎に総計2千件程度抽出を行い、本年夏以降にサンプル的にフォローアップ調査を実施。
その結果を踏まえ、フォローアップ照会を実施する対象範囲を決定する予定。

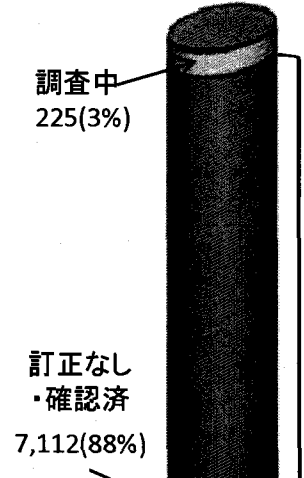
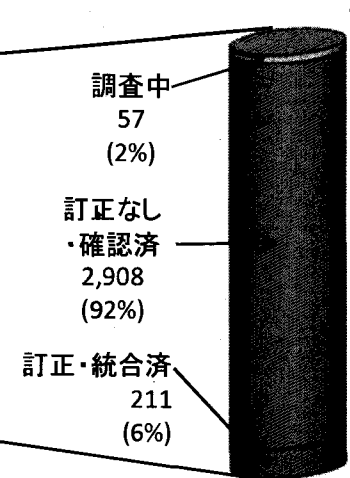
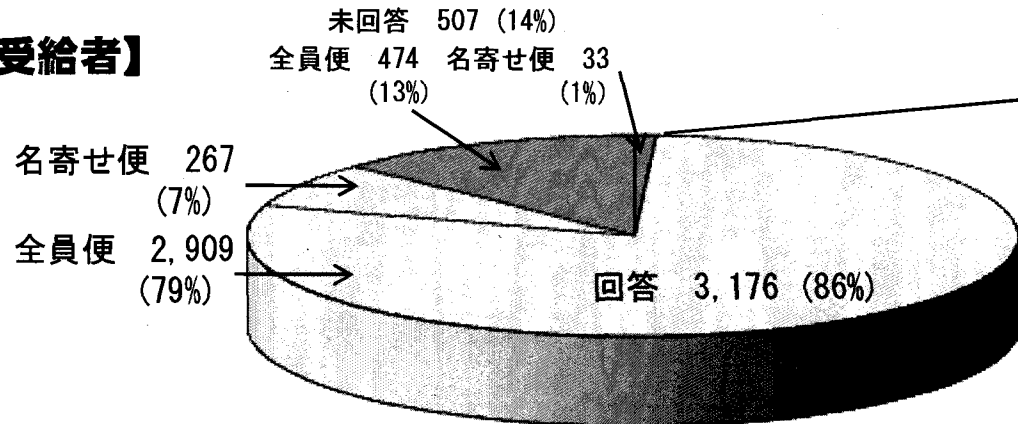
「ねんきん特別便」の処理状況(22年3月26日現在)

○ 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様にご記録を確認いただき、このうち約8,084万人(22年3月26日現在)から回答をいただき、このうち、約97%の方(約7,859万人)の年金記録の確認作業が終了(※)した。

※「訂正なし」件数及び「訂正あり」のうち、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数。

〔 単位:万人 〕

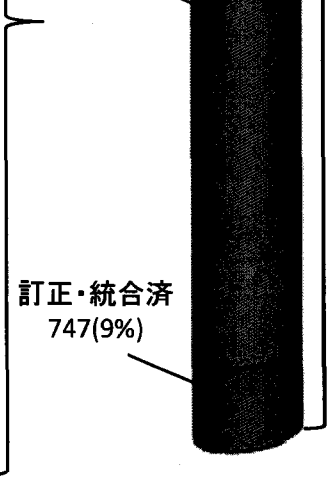
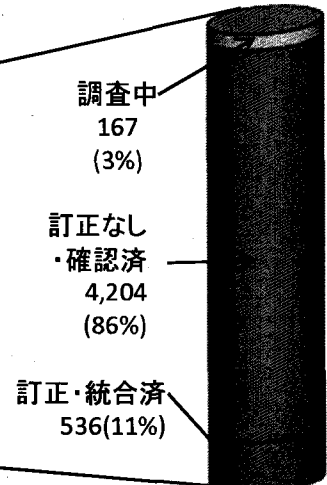
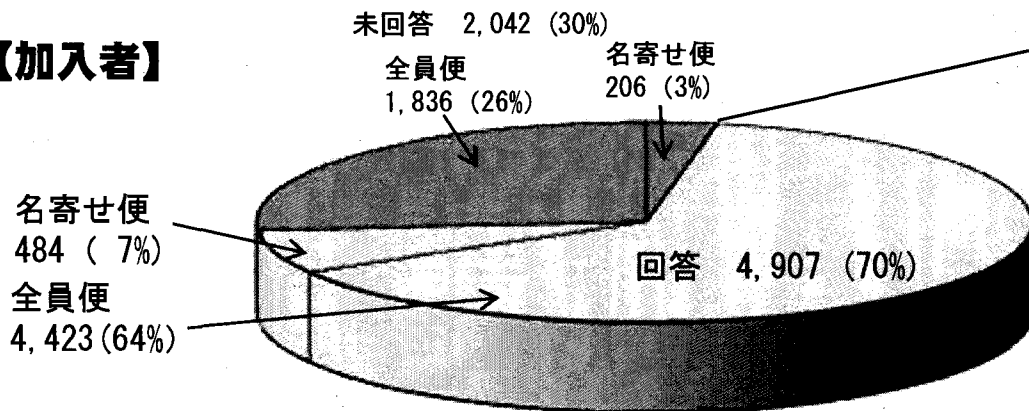
【受給者】



送付数 3,695万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人

【加入者】



送付数 7,178万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 228万人

確認作業完了 7,859 (97%)

※調査中件数には、ねんきん特別便に未回答の方で、ねんきん定期便に回答された方の件数も含まれている。

名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成22年4月末現在)

名寄せ特別便のうち、「訂正なし」・「未回答」の年金受給者の方を対象にフォローアップを行っているが、年金事務所ではご本人に接触できない方について、市区町村に対し国民健康保険や介護保険の情報の突合せなどの協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査をお願いしている。

協力状況について

| | |
|-----------------------------|------------|
| 協力するとの回答が得られている市区町村数 | 1,439 市区町村 |
| 調査実施中の市区町村数 | 1,369 市区町村 |
| 調査実績として報告の提出があった市区町村数 | 1,166 市区町村 |
| ①ご本人への記録調査を行っていただいた市区町村数(※) | 327 市区町村 |
| ②電話番号などの情報提供をいただいた市区町村数(※) | 849 市区町村 |
| 検討中の市区町村数 | 56 市区町村 |
| 協力困難との回答が得られた市区町村数 | 8 市区町村 |

※ 上記①、②については、両方に該当する市区町村がある。

実績報告の提出があった市区町村の実績

- 市区町村における調査の結果、調査対象49,212人のうち、32,746人(①+④)の電話番号や住所等が把握され、市区町村および年金事務所における確認の結果、6,986人(②+⑤)について、記録がご本人のものであることが確認された。
- また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は3,853人(③+⑥)であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約17,610万円である。

○ ご本人への記録確認を行っていただいた市区町村(327ヶ所) ①

| | |
|---|---------------|
| 1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの | 7,433 (63.0%) |
| 2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む) | 4,374(37.0%) |
| 合 計 | 11,807 |

| | |
|------------------------|--------------|
| 1. 本人の記録であることが確認できた | 4,091(55.0%) |
| 2. 本人の記録ではなかった | 1,731(23.3%) |
| 3. 既に年金事務所等へ訂正ありとして届出済 | 433(5.8%) |
| 4. その他(不在、居所不明、回答拒否等) | 1,178(15.8%) |

| | |
|-------------------|---------|
| 1. 記録訂正に至った人数 | 1,722 |
| 2. 記録訂正による年金額の増加額 | 8,408万円 |

○ 電話番号などの情報提供を行っていただいた市区町村(849ヶ所) ④

| | |
|---|----------------|
| 1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの | 25,313 (67.7%) |
| 2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む) | 12,092(32.3%) |
| 合 計 | 37,405 |

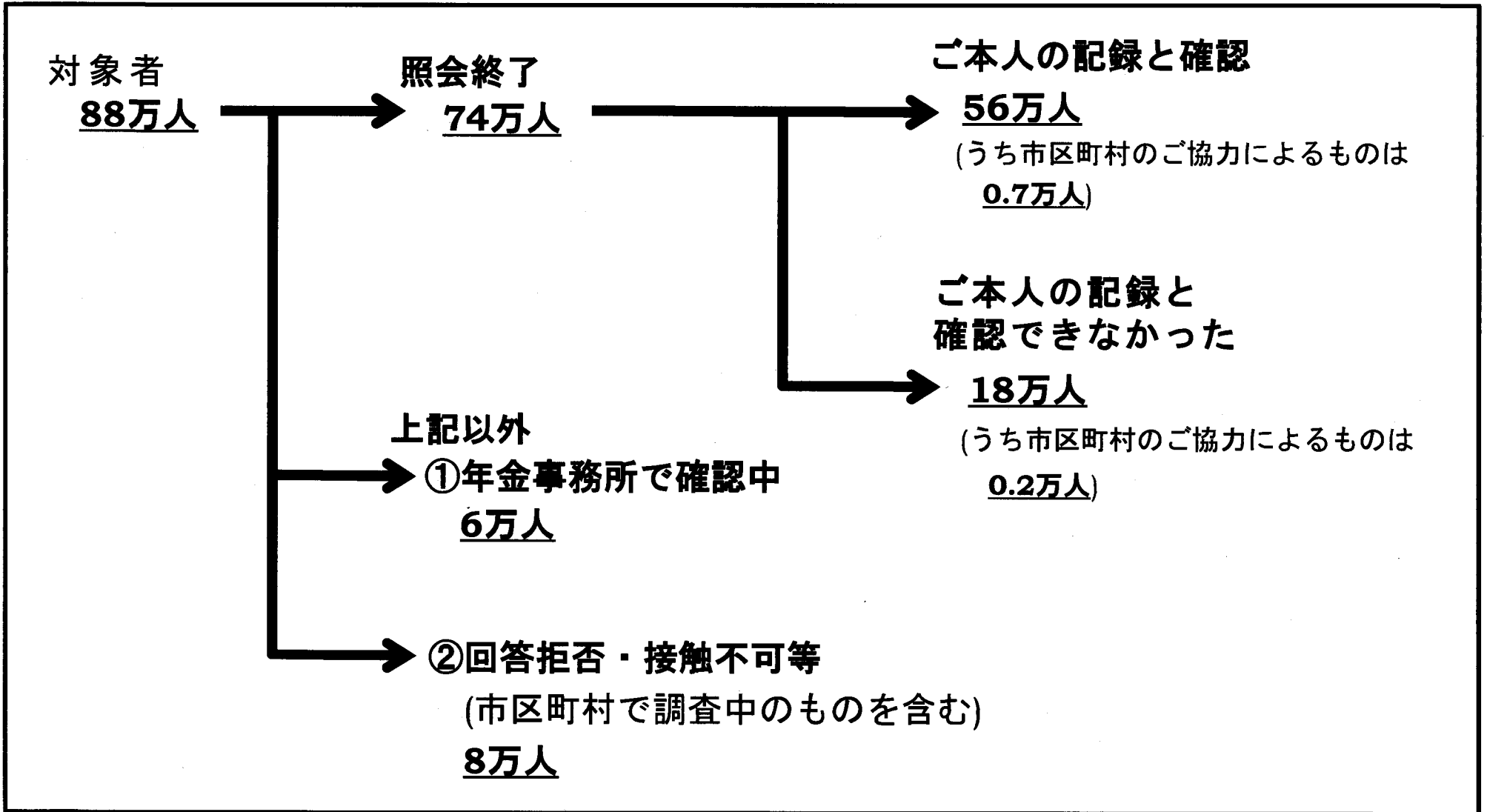
提供いただいた情報による年金事務所での調査の結果 ⑤

| | |
|-------------------|--------------|
| 本人の記録であることが確認できた | 2,895(11.4%) |
| 1. 記録訂正に至った人数 | 2,131 |
| 2. 記録訂正による年金額の増加額 | 9,202万円 |

(参考)

受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会の状況

(平成22年4月末現在)



遅延加算金のダイレクトメール送付対象者について

22. 5. 20

1 遅延加算金に関する国民への周知について

(1) 広く一般の方を対象とした周知

- ①ホームページによる周知〔厚生労働省、年金機構〕(本年4月30日)
- ②政府広報についても今後依頼

(2) 遅延加算金の対象者全般を対象とした周知

- 年金振込通知書を活用したお知らせ(来年6月)
 - ・時効特例給付を受けた方向けに遅延加算金のお知らせを記載

(3) 一定の要件を満たす遅延加算金の対象者への個別の周知

- 遅延加算金のダイレクトメールによるお知らせ(本年10月以降)
 - ・加算金額を含め、予め必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件の方に発送

2 ダイレクトメールの送付対象者の御議論に当たっての基礎データ

(1) 遅延加算金の請求が必要な方

約45万人(遅延加算金法の公布より前に時効特例給付を受けていた方)

(2) お知らせ一人当たりコストの粗い試算

| | |
|---------------|------|
| 印刷代 | 120円 |
| 封入封緘及び発送作業費用 | 30円 |
| 郵便代(返信用費用を含む) | 170円 |
| 計 | 320円 |

(3) 遅延加算金要請求者における加算金額の分布(粗い推計)

(別紙1) 参照

3 **ダイレクトメールの送付対象者案**

【A案】 加算金が500円以上の方に送付

- ・ 1人あたりのお知らせコストを上回る方に対して、出来るだけ幅広く送付
- ・ 対象者の93% (約42万人)、必要経費 約1.3億円
(内訳 $45\text{万人} \times 0.93 \times 320\text{円} = 13,392\text{万円}$)

【B案】 加算金が1,000円以上の方に送付

- ・ 1人あたりのお知らせコストを上回る方に対して費用対効果を踏まえ、幅広く送付
- ・ 対象者の88% (約40万人)、必要経費 約1.3億円
(内訳 $45\text{万人} \times 0.88 \times 320\text{円} = 12,672\text{万円}$)

【C案】 加算金が5,000円以上の方に送付

- ・ 一定程度の加算金額となる方に対し、特に申請漏れを防いでいただくため送付
- ・ 対象者の65% (約29万人)、必要経費 約0.9億円
(内訳 $45\text{万人} \times 0.65 \times 320\text{円} = 9,360\text{万円}$)

【D案】 加算金が10,000円以上の方に送付

- ・ 加算金額が高額となる方に対し、特に申請漏れを防いでいただくため送付
- ・ 対象者の47% (約21万人)、必要経費 約0.7億円
(内訳 $45\text{万人} \times 0.47 \times 320\text{円} = 6,768\text{万円}$)

(別紙1)

遅延加算金要請求者(約45万人)における加算金額の分布(粗い推計)

| 想定遅延加算金額 | 想定遅延加算対象者数 | |
|-----------------|------------|-----|
| ¥1～¥499 | 3.2万人 | 7% |
| ¥500～¥999 | 2.2万人 | 5% |
| ¥1,000～¥4,999 | 10.3万人 | 23% |
| ¥5,000～¥9,999 | 8.1万人 | 18% |
| ¥10,000～¥30,000 | 6.8万人 | 15% |
| ¥30,000～ | 14.4万人 | 32% |

45万人

(注1) 遅延加算金要請求者とは、平成19年7月から平成21年4月までに時効特例給付をお支払いした方(約45万件と推計)。

(注2) 平成20年5月から平成21年4月まで時効特例給付をお支払いした方の約36万人の時効特例給付の金額分布を基に遅延加算金要請求者(約45万人)の加算金額の分布を推計。

(別紙2)

遅延加算金の支給開始について

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(遅延加算金法)が本年4月30日から施行され、5月14日に第1回の支給が行われました。

遅延加算金は、対象となる方に応じて次のように支給されます。

